浦安市障がい者福祉計画策定委員会(第3回)

<議事録>

開催日時:平成23年10月28日(金)13時30分~15時20分

開催場所:浦安市消防本部多目的ホール

【出席者】

谷岡智恵委員、森嶋宏治委員、西田俊光委員、内村好夫委員、上田亜紀委員、神谷澄子委員、 成田克信委員、相馬茂委員、足立誠之委員、田中美樹子委員、枝川芳子委員、西田良枝委員、 白川洋子委員、小鍛治周二委員、鶴見仲寛委員、上林正和委員、

緒方利昭委員代理土田正義氏及び山本典子氏、橋野まり子委員

○事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりますので、始めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、浦安市障がい者福祉計画策定委員会第3回にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

早速、議題に入らせていただきます。本日は、2件の議題について審議等していただきま すので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員長、所用のため欠席でございますので、浦安市障がい者福祉計画策定委員会 設置要綱第2条第4項の規定により、今後の進行につきましては、副委員長にお願いしたい と思います。では、副委員長、よろしくお願いいたします。

○副委員長 皆さん、こんにちは。下田委員長が所用のため、副委員長の西田が司会進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局から今ご案内のとおり、今日は2件の議題がございます。

1つは、進捗状況ですね。3年前につくったことの進捗状況のご報告と、それから、見直 しがかかるものとか拡大してやるものとか、その他という項目、皆さんおありになったと思 いますけれども、これの会議、検討会を今から行ってまいります。

それで、皆さん、前回これもらっていますかね、「障がい者福祉計画概要版」というのを もらっていますでしょうか。お持ちの方は、11ページを開いていただきますと……

- ○委員 すみません、議長、ちょっとその前にある程度話しておきたいことがありますので、 よろしいですか。
- ○副委員長 はい。何でしょう。
- ○委員 ちょっとお話ししたいことがあるんですが。

- ○副委員長 この件に関してですか。
- ○委員いや、この件ではありません。
- ○副委員長 はい。何でしょう。
- ○委員 今回の全体会でお願いしていた情報の開示について、ちょっとお話しさせてください。 ちょっと長くなります。
- ○副委員長 座ったまま、どうぞ。
- ○委員 第1回の全体会議で我々、たしか3人だと思いますけど、2つ要望をお出ししております。

1つは、議事録に個人名を入れていただけないか。それからもう1つは、幹事会の議事録を公開していただけないかということ。これにつきまして、どういうご回答だったかというのはちょっと、そちらにおられる方にもう一度お聞きしたいというふうに。おられるかもしれませんし、私自身ちょっと目が見えないものですから、もう一度、事務局がどういう回答を出しておられるか、ちょっと確認したいんですけど、お願いしてもいいですか。

○副委員長 よろしいですか。

手が挙がりました、はい。

○事務局 私のほうから説明させていただきます。

まず、こちらの会議は、直接は自立支援協議会の開催とは違う組織ということで、計画を つくるための策定委員会ということですので、ちょっと違うことになるかとは思いますが、 基本的に浦安市の会議については同じような方針でやっております。

皆さんの全体会なんですけれども、自立支援協議会の全体会につきましては、公開の会議 ということで、傍聴人の方も来ていただいて、会議自体を公開しております。

会議録についてもホームページ等で公開させていただいておりますが、発言者さんの名前につきましては、協議会のほうで作成しています既存の機関等の情報公開の手順ですとか注意点、マニュアル、要領といったものに沿って対応していまして、発言者名については省略することができるとなっております。

第1回の全体会の中で、委員の方からご意見をいただきまして、今後、次回の全体会ですね、また委員の皆さんに、浦安市の協議会の全体会の会議録の発言者の名前についてはどういった取り扱いをいたしましょうかという話し合いを次に進んでいただこうと思っております。

発言者名につきましては、委員の皆さん全員から賛同がいただければ、お名前を出してい

く。逆に、お一人でも、非公開というか名前を出してほしくないというようなご意見があれば、その方が発言した場合に、どなたかということがわかってしまいますので、協議会の全体会の会議録は発言者名については省略することと対応させていただこうと思っております。 正式には、次回の検討会のほうで、皆さんからご意見をいただいて決めていきたいと考えております。

また、もう1つご質問いただきました自立支援協議会の幹事会についてなんですけれども、自立支援協議会の中の幹事会等の手続につきましては、原則、会議自体を非公開とさせていただいております。それは、幹事会が、各プロジェクトの中では個別事例が出てきたりとか、個人などが特定されるようなお話し合いをすることが可能となっているものですので、委員の皆さんから自由な意見を出していただくということからも、会議自体を非公開とさせていただいております。会議自体が非公開ですので、会議録についても非公開としております。

ただ、全体会の皆さんに、各プロジェクトの会議の内容の報告をしていただいたり、ご意見を聞く場面が出てきますので、そのときに、いま少し詳しい形でプロジェクトの話の内容が伝えられるような、会議をまとめた要旨みたいなものを出していけないかということは、今、事務局の中で検討しているところです。

この件につきましては、また、自立支援協議会の第2回の全体会の中で、委員の皆さんの ご意見をいただいてお話し合いをしていただこうと思っておりますので、よろしくお願いい たします。

○委員 今のお話ですが、たしか、全体会議その後のあれを見ていて、私は何かおかしいなという感じがしていたわけです。それから、黙っておられる方もおかしいなという方がおられるかと思うんですけど、ただ、責任ある市の方がおっしゃっておられるわけで、いいのかなという感じも見られたと思います。

今、橋野課長のお話の中で、浦安市全体としてこういうやり方でやっているんだということだったと思いますけれども、そういうことですね。

- ○事務局 はい。総務課のほうで決めています。
- ○委員 総務課のほうでやっていると。ということは、浦安市全体がこういう格好でやっていると。たしか、第1回の全体会議のときに、市長も出ていたと思いますので、市のあれだということは、自立支援協議会というか障がい福祉課のものだけじゃなくて、浦安市のほかのものについても全部こういう形でやっておると、そういうことと了解します。

私が実は、市の条例のベースになっております2001年の情報公開法、これを少し勉強しま

した。それで、最近やっとわかるようになってまいりました。その結論から申し上げますと、 これは市のやり方が間違っている。はっきり言って違反行為ではないかということでござい ます。それをちょっと説明していきます。

- ○副委員長 ちょっと申しわけないんですけど。皆さん、委員の方にちょっとお聞きしたいんですけど、この場で、情報公開のことがおかしい、おかしくないという議論がふさわしいかどうか。
- ○委員 いや、だから、その事情を説明します。これは非常に重要なことですので。
- ○副委員長 いやいや、ちょっとごめんなさい。この会議に、もしその話をしたければ、もう 一度ちゃんと事務局に申し入れをして……
- ○委員 いやいや、そういうことはできないかもしれないし、我々、後から言っているわけで すから、ちょっと言わせてください。いいですか。
- ○委員 すみません、これ会議自体が……
- ○委員 いいですか、皆さん。
- ○副委員長 ちょっとほかの委員もいて……
- ○委員いや、そういうことじゃないんです。
- ○副委員長 困ったな。
- ○委員いや、困ることはないんです。
- ○委員 今の話と策定委員会の話は分けていただかないと。
- ○委員 いや、そういう問題じゃないんです。これは、策定委員会の絡んでいる問題なんです。 市の情報公開全体についてのあり方について私は言っているわけで、それは策定員会ももし そのままやり方やっていると、問題になってくるんです。
- ○副委員長 それじゃですね……どうぞ。
- ○委員 この問題は、先ほど課長さんからもご説明があったように、市全体の問題ですから、 この場で云々ということではないと思うんですね。
- ○委員 いや、ちょっと待ってください。市全体の問題だから、私は発言しているんで。
- ○委員 市全体の問題だったら、そういう場所でやるしかない。
- ○委員 ちょっと待ってください。そういう場所はここしかない。今やりますよ、いいですか。 大変申しわけないですが。
- ○副委員長ちょっと申しわけないですけどね。
- ○委員いや、申しわけなくないんですが。

- ○副委員長 いやいや、議事進行、私、務めさせてもらっているから。
- ○委員いや、それはちょっとおかしいんじゃないですか。
- ○副委員長 いや。
- ○委員 いや、おかしいですよ。だって、今言われた課長の話が間違っているということを私 は言っているわけです。それがもし間違っているからと、理由を言うのは当たり前じゃない ですか。いいですか。なぜ、最初から説明しますけれども。
- ○副委員長 はい。
- ○委員 この法律は、私が学生時代に一番最初にあったころに……
- ○副委員長 ちょっとすみません、皆さんいろいろ、この件でご意見をお持ちなんで、ちょっとご意見をできれば。
- ○委員 いや、ご意見は、私の意見を聞いてから、聞くなら聞いて。
- ○委員 それよりも、市として間違っているんならば、市へ抗議するべきであって、きょうは 策定委員会の場ですので。
- ○委員 いや、策定委員会の場だけれども、市が間違っていて、皆さんも間違っている方向で 今動いているわけです。第1回の全体会議がもう間違っているんです。間違っているままで やっていいんですか。それを私は説明したいと思うんです。要するに、法律に違反している わけです。
- ○副委員長 じゃ、ちょっとお願いします。
- ○委員 今、言われたお話については、今回はこの場では、策定委員会ということでございますので、今出た話については市全体の話にかかわりますので、総務部のほうにも私のほうから説明させていただきます。
- ○委員 いや、だから、説明する前に今、私が……
- ○委員 ただ、個人が、違反だ違反じゃないという、個人的なご意見でございますから……
- ○委員 個人的な意見じゃありません。これは法律の問題です。
- ○委員 ですから、それはここで議論することではないという……
- ○委員 いや、議論する……
- ○副委員長 皆さん、議事進行をしているもので……
- ○委員 だから、そういう問題じゃないんですよ。この問題は非常に深刻な問題なんですよ。 2009年の情報公開法の立法の趣旨の精神というのはどこにあるかというと、情報は行政機 関のものではなくて、国民の共有財産だ、市民の共有財産であるということから来ているわ

けですね。

そこからいきますと、共有財産であるということから言うと、皆さん、市が言っているように、例えば個人名を出しちゃいけないとか、出さないと、出すか出さないかを決めると、それはみんなで議論して決める、そういう点でわかるはずないんです。それを決めるのは法律であり、判例なんです。いいですか。

それで、平成8年7月の仙台地裁の判決で、こういうのが出ているんです。公文書に記載 される公務員の職務及び氏名は開示しなきゃいけない。

○副委員長 本当に申しわけない。これね、このままでいくと、私、議長として今の議題については取り上げることはできないので、もしこのまま進行していくというなら、僕を議長を外してください。

これを私が預かったのは、策定委員会のこれを進めることを私、預かっている立場なんで、 これ以上、それが間違っているか合っているかということを、私の司会進行のところで進め ることはできないんですよ。

- ○委員 じゃ、かわりに、どなたか議長をしていただけますか。
- ○委員 策定委員会そのものを否定する発言ですよね。もともと、委員長と副委員長に対して は皆さんが承認されているわけだから、承認された副委員長の議事進行を妨害するような発 言は本当にこれ……
- ○委員 妨害していませんよ。
- ○委員 だって、議長が進行できない……
- ○委員 だから、発言しているんじゃないですか。
- ○委員 申しわけない、何の立場で、今、何の発言をされているんですか。
- ○委員 市民としての立場で……
- ○委員 いや、市民としてって、市民はここにはいないはずですよ。策定委員はいるけど。
- ○委員 だから、策定委員として発言しているんです。
- ○委員 策定委員の議題の中に、策定委員会の議事録云々であるならまだしもしらず、自立支援協議会の幹事会だとか、自立支援協議会の全体会の議事録に、記名で議事録を公開しろとかという議題はそもそも入っていないんですよね。
- ○委員 入ってなくても、しかし、そのことは重要なんですよ。
- ○委員 であるならば、もともと事務局に対して、メールのアドレス云々はもういただいているわけだから、もしくは電話でも何でも事前に申し出をして、こういう判例があるから、こ

んな策定委員会の議事録についてはどうとか何とか、意見としてはできる立場にもともと皆 さん、あるはずなんですよ。

- ○委員 いや、つい最近これはわかったことなんでね。これはつい最近なんですよ、議事録を 見ていて。
- ○委員 議長。
- ○副委員長 はい。
- ○委員 ご提案なんですけれども、議長がその場所で座っておられるというのもちょっと困っておられると思うんですけど、この際、この話を聞くか聞かないか、多数決で解決したらどうですか。
- ○副委員長 はい。
- ○委員 それでもって、聞きたいという人が多ければ、しょうがないから聞きましょうというか、そういう提案をいたします。
- ○副委員長 それでよろしいですか、採決をとらせていただいて。
- ○委員 私は、これは採決できる問題じゃないからね。
- ○委員いや、それはおかしいですよ。民主主義のルールですからね。
- ○委員 いや、そういうやり方が民主主義に反するわけですから。民主主義は法律の上に基づくわけですから。
- ○委員 ちょっと先に言っておく。何をおっしゃって、そうやってずっとね、議事進行の司会というのをずっとさせないというのも、またこれ、ちょっと失礼ですよ。皆さん、この策定委員会に来ていてですよ、議題にないものを突然言われて、おれの意見を聞けっていうのはこれは結構、乱暴ですよ。だったら、言うとおり、その他の議題にするか、後日、正式に議題に載せることやって議論しませんか。でないと、余りにも、マイクを持たれて、だれが言っても「聞きなさい、聞きなさい」と言われたら、これはちょっと乱暴すぎますよ、正直言うと。
- ○委員 いや。
- ○委員 はい。
- ○委員 最初に別のときに話してくれたので、これは思った話なんですけどね。
- ○委員 いえいえ、それはちょっと申しわけないけど、ちょっと今は議事進行を妨げているよ。 でないと、これ、もうね、またそれをやったから、この策定委員会で議論ができなかったと いうことは皆さんおっしゃるじゃないですか。もう20分以上、これでもって時間を使ってい

ますよ。

- ○委員 だから、やるかやらないかで20分も使ったわけですな。
- ○委員 そうですね。
- ○委員 それがなかったら、私は説明できたと思うんですけどね。まあ、いいです。
- ○副委員長 これ、どうしたらいいんですかね、私はわからないや、こういうことは。
- ○委員 それじゃ、議長に戻しましょう。
- ○副委員長 じゃ、すみませんが、よろしくお願いいたします。

この前話したのは忘れましたが、11ページを見ていただきながら、最終ページ、235項目 ありますので、ちょっと頑張っていきたいと思います。

やり方は、全部で7つの分野に分かれていますので、1つの分野を説明してもらって、そこで皆さんで意見交換をするということの手順でいきたいと思います。

ちょっと時間がたっちゃったので、できるだけ簡潔に、すみませんが、見直しとか拡大の あるところだけ、継続審議のところは飛ばしながら、よろしくお願いいたします。

じゃ、事務局、お願いします。

○事務局 事務局でございます。

それでは、施策の関係、7つ分野ございます。そのうちの1から順にご説明いたします。 まず、第1のものです。「理解と交流の促進」でございます。

②でございます。地域ぐるみ福祉ネットワークの整備というのがあります。入門ボランティア制度の実施……

- ○副委員長 それは何番ですか。
- ○事務局 現在、これは18番です。
- ○副委員長 18番。
- ○事務局 大変申しわけないです。これは18番。一番左側に書いてあります、2ページの18番。 おわかりになりますでしょうか。申しわけございません。

18番です。施策・事業というところ、②、地域ぐるみ福祉ネットワークの整備。こちらの 事業の概要で、入門ボランティアスクールの実施です。22年度全6回、23年度全5回実施。 市内在住・在勤・在学者を対象に、毎回ボランティアセンターの登録グループが講師となり、 ボランティアグループの活動紹介・体験等を行い、自分に合った活動を見つけていただくこ とを目的にした講座ということでございます。

課題でございまして、応募の人数の確保が困難ということでございまして、今後の取り組

みはPR方法の見直しで検討するということで、見直し継続ということでございます。

続きまして、20番をごらんください。20番、施策・事業②、地域ぐるみ福祉ネットワークの整備。内容といたしまして、ボランティア養成活動を行っている個人やNPO法人など、民間の取り組みを発掘してそれらを有機的に結びつけ、地域に密着した福祉のネットワークづくりを図り、地域の福祉力を高めます。こういうことでございまして、事業の概要として、明海大学との協定に基づき、学生ボランティアの受け入れを実施。及び、ボランティア講座における講師依頼を受託をということでございます。

問題点といたしまして、市内の3大学・民間団体・NPO法人・民間企業による取り組みの発掘と協働でございまして、今後につきましては、この取り組みを発掘して協働できるように働きかけることが、これは拡大で行っていくということでございます。

続きまして、25番をごらんください。④、ボランティア活動の推進。内容といたしまして、ボランティア活動の実績をポイント化し、そのポイントを有効活用できる「ボランティア貯金」を実施し、ボランティア活動の推進を図ります、というような内容でございました。

問題点をごらんください。先行自治体においても、制度の運用に苦慮している実態や、ポイントの対象となる活動の範囲など、課題が多いことが判明したということでございます。 今後の取り組みでございますが、本市がこの制度を直ちに導入するには問題点が多く、一時 凍結とし、今後も市において調査研究を行うこととなりました。そういう結果でございまし て、方向性につきましては、分類上、その他の分類にしてございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、27番、④、ボランティア活動の推進。内容、 学校が効果的なボランティア活動等を推進できるよう、「体験活動推進委員会」の設置や 「ボランティアの日」を設定します。

こういう内容でございまして、問題点といたしまして、地域の行事は土日や祝祭日に実施されることが多く、学校教育課程の中で実施することが困難である。すみません、正誤表がプリントされていまして、正誤表は27番、99番、216番、243番が正誤表のとおりで、申しわけございません。

今は27番で、問題点でございますけれども、地域の行事は土日や祝祭日に実施されることが多く、学校教育課程の中で実施することが困難であるということでございまして、今後の取り組みといたしまして、ボランティアにかかわらず、地域社会に積極的にかかわり、教育ビジョンの目指す子ども像にあるよう、地域社会の一員としての自覚をはぐくむということで、見直しの継続をしていくということでございます。

続きまして、36番、②、文化活動等への参加しやすい環境の整備。内容といたしまして、 福祉関係の講座や講演会などを通じ、障がいのある人自身が主体的に発言し、自己実現でき る場を確保していきます。

問題点は、実際に講座を開催している公民館の状況は、館側からの回答でございますけれども、状況等を把握し切れていないという状況がございまして、今後の取り組みといたしましては、公民館等の状況を把握しながら環境の整備に努めるということで、方向性としては、拡大・縮小ということで、分類上、その他ということで分類いたしてございます。

施策1番、最後となります。39番。39番の③、障がいのある人との交流促進。内容は、地域における障がいのある人の国際交流を推進します。こちらなんですけれども、取り組みのところを担当課のほうに確認いたしましたところ、障がいを持った方の参加はイベントになかったということで、空白でということでございます。

そもそも国際交流という活動につきましては、健常者、障がい者を問わず広く参加を募っていく。障がいをお持ちの方がイベントに参加する場合は配慮をする、そのように考えておりまして、方向性として、分類上、その他にしてございます。

施策の1番につきましては、以上が維持継続ではない項目でございます。

以上、施策1につきましての説明を終わらせていただきます。

○副委員長 どうもありがとうございました。

1番から39番までが1の項目になるんですけれども、ここで皆さんから意見とか等々ございましたら。お願いいたします。

- ○委員 一番最初のページの4番、理解と交流の促進というんですが、事業の概要のところに、年に1回「発達支援セミナー」を開催しましたとあって、今後の取り組みに、これまでの取り組みに加え、障がいについての情報の普及に努めます、維持継続ってなっているんですけれども、この「発達支援セミナー」というのは、ずっとかかわってきたものだと思うんですけど、廃止になったと聞いたんですけれども、廃止になって、セミナー以外でどういうやり方をやっていくのかなというのがすごく引っかかっていて、そこが一番気になったことなんです。
- ○副委員長 何番でしたっけ。
- ○委員 4番です。「発達支援セミナー」というものを大体11月か12月に年に1回、発達支援 室の小瀧さんという方と、自閉症協会とコスモさんとで。
- ○委員 やっていたんですけど。

- ○委員 やっていたんですけれども。
- ○委員 予算がないということで。
- ○委員 はい、なくなったんですけれども、それをどういう形に変えて、廃止ではなく維持継続になるということで、それは見通しが立っているのか、何かやろうかなという形だけになっているのか、わかっている範囲で教えていただければと思います。
- ○副委員長 お願いします。
- ○事務局 今のご質問で、「発達支援セミナー」は廃止になったのかというようなお話がありましたけれども、お話にもあったとおり、今まで過去3年ですかね、発達推進室が主催して、そして、自閉症協会さんとコスモさんの団体の皆さんのご教示をいただきながら、共催という形で実施をしてまいりました。

今お話がありましたけども、今年度に関しては、23年度に関しては、震災の影響等もありまして、なかなかセミナー開催の予算の確保等が難しいというようなところで、23年度に関しては見送りということになっています。来年度に関しては、今、実は検討中でありますけれども、恐らく、子ども発達センターが共同事業として実施をしている、小さい子どもの子育て応援事業という共同事業をやっております。この共同事業の中の1つの、発達障がいの普及・啓発事業というような位置づけで、また恐らく自閉症協会さん、あるいはコスモさん等のご協力をいただきながら、24年度には実施できればというようなことを今考えております。

ただし、これに関しては予算の審議がこれからですので、私が余りはっきりとは申し上げられないので、これを手がける予定です。

- ○副委員長 どうもありがとうございました。それでいいですか。
- ○委員はい、よろしいです。
- ○副委員長 そのほか、何かございますか。よろしいですか。 最後にまた総括で戻ることもありますので、先走りたいと思います。 2番、よろしくお願いします。
- ○事務局 事務局でございます。

それでは、施策の2に入らせていただきます。

項番が44番をごらんください。44番、施策・事業①、相談体制の充実。内容、日常生活等における一般的な相談に加え、障がいのある人の利便性を考慮し、専門的な相談、緊急及び

多様な相談にも応じられるよう、委託相談支援事業者と連携を図りながら、体制強化に努めます。

問題点でございますけれども、法改正に伴い創設される基幹相談支援センターの整備に向けて、地域自立支援協議会等で本市の相談支援体制について検討し、事業実施計画を作成する必要があります。また、平成25年の新法移行も見据えて整備する必要があります、ということでございまして、見直しの継続とさせていただいております。

次に、項番の50番、施策・事業③、虐待の早期発見・防止。内容、福祉相談機関や医療機関と連携し、障がいのある子どもや障がいのある人に対する虐待の早期発見・防止に取り組みます。また、相談支援や福祉サービスの提供により、虐待を未然に防止します。

問題点でございます。23年に障害者虐待防止法が成立し、24年10月から市町村に、虐待対応窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」の設置が必要となりますので、これは拡大の方向といたします。

続きまして、51番です。施策・事業④、コミュニケーション手段の充実。内容、視覚障がいのある人のコミュニケーション手段としての点字、SPコード、音声訳等の充実を図ります。

問題点・課題で、視覚障がい者へのアンケート結果で、情報提供手段としてメールの希望 が最も多いことから、障がい福祉課からの文書通知等についてメール活用の充実を検討しま すということで、見直し継続とさせていただきます。

続きまして、53番、同じくコミュニケーション手段の充実です。内容、FAX、筆談器、 OHP等の聴覚障がいのある人向けコミュニケーション機器の導入を促進します。

問題点でございます。福祉電話(FAX)は貸与と給付の2種類あるため、1種類に統一する必要があります。また、OHPの生産がなくなったため、OHCへの切りかえやパソコン要約に切りかえる必要があります。ということで、見直しの継続とさせていただきます。

続きまして、54番。施策・事業として④、コミュニケーション手段の充実。車いす利用者などの障がいのある人も対象とした I T講習会を継続するとともに、その内容の充実を図ります。

問題点でございます。24年度は、東日本大震災の復興費用捻出のための予算減に伴い、「IT初心者サポート広場」のサポーターについて、市民活動団体等で受託してくれる団体が見つかれば、規模を縮小し実施したいと考えている。該当する市民活動団体があるか、また条件が整うかが課題です。ということで、縮小の方向で考えています。

続きまして、55番。施策・事業⑤、地域自立支援協議会の推進。内容、障がいのある人の 地域生活支援及び社会資源開発に必要な関係機関の連携を強化するため、地域自立支援協議 会を設置し、委託相談支援事業者と連携して地域のネットワークづくりを推進します。

問題点としまして、地域自立支援協議会の中心となる相談支援事業所の増加に伴い、新たなプロジェクトの設置など、組織の見直しを検討する必要があります。ということで、見直 しの継続としてございます。

次に、69番をお願いいたします。69番、施策・事業④、手話通訳者・要約筆記者派遣制度 の充実。内容、手話通訳者、要約筆記者の養成に努め、派遣制度の充実を図ります。

問題点といたしまして、手話通訳者の養成は5年間の講座の受講が必要であり、長期間で 受講者が少ない。現在、パソコン要約筆記者の登録が3名だが、正式派遣は4名以上必要と なるので、さらに養成が必要ということでございまして、見直しの継続とさせていただきま す。

続きまして、78番です。78番、施策・事業⑨、利用者負担軽減措置。内容、障害者自立支援法の施行に伴って導入された利用者の費用負担について、その経済的負担を緩和するため、国の動向を踏まえながら、引き続き利用者負担軽減措置を実施します。

問題点で、障害者自立支援法の廃止とともに負担軽減が図られる場合があり、国の動向により事業の継続を検討することになると思われます。ということで、方向性としては、その他の分類としてございます。

次に、85番をお願いいたします。85番、施策・事業②、東野地区の再整備。内容、障がいのある人のニーズを把握し、東野地区に福祉施設を整備します。

こちらでございますけれども、今後の取り組みの中で、震災の影響により3年間事業の施 行を見合わせますということで、方向性はその他で分類してございます。

施策の関係、2の一番最後になります。99番です。申しわけございません、正誤表のほう もあわせてごらんいただければと思います。

99番、施策・事業④、既存住宅の改善の促進。内容、分譲マンション共用部分のバリアフリー化改修工事に対して、改修費の一部を補助します。

今後の取り組みのところは、正誤表をごらんください。分譲集合住宅支援のあり方については、常に検証を行っている。現在は、修繕計画の策定支援に向けた検討を進めているということでございまして、担当課に聞きましたところ、この事業、平成23年度までの実施計画事業ということでございまして、こちら方向性につきましては廃止ということでございます。

以上で、施策の2までのご説明です。

○副委員長 ありがとうございます。

それでは、40番から104番、結構、量があるんでございますけれども、何か意見交換がございましたらば。

とりあえず、よろしゅうございますか。次へ行っても大丈夫でございますか。 それでは、3番に行きます。

○事務局 それでは、施策の3でございます。

105番をごらんください。施策・事業①、障がいの早期発見体制の充実。

問題点といたしまして、平成25年度より未熟児訪問指導等が市へ移譲されることから、スムーズな移行ができるようにしますということで、これは拡大の方向としております。

続きまして、106番、同じく障がいの早期発見体制の充実で、乳幼児健康診査の充実を図ります。また、市川健康福祉センターでは、低体重出生児、慢性疾患のある乳児に対する相談・指導に力を入れます。

問題点でございます。25年度より未熟児訪問指導等が市へ移譲されるころから、スムーズ な移行ができるようにしますということで、これも拡大の方向でございます。

次に、119番。119番の施策①、在宅保健サービスの充実。保健師、看護師、歯科衛生士による訪問指導等の保健事業の充実を図ります。

問題点で、地区の健康課題の評価分析が十分でないということで、拡大の方向とさせていただいております。

次に、121番。施策・事業②、在宅医療サービスの充実。内容、市医師会と協議しながら、 在宅医療の充実を図ります。

問題は、市内病院だけでなく、都内等市外病院からの退院患者もおり、市内の在宅療養者の実態把握が困難な現状があります。在宅療養についての相談窓口の周知や、関係機関との連携体制の構築が必要です、ということでありまして、実務者ワーキングを開催し支援体制を整えていくということで、拡大の方向でございます。

続きまして、122番。内容です。訪問看護サービス事業を継続し、内容の充実を図ります。 こちら、事業の概要をごらんください。21年度で、中央訪問看護ステーションは廃止してい るところでございまして、方向性が廃止となってございます。訪問看護サービスですが、民 間業者が行っており、費用は医療保険等で支給している等の内容でございます。

続きまして、123番。施策・事業、在宅医療サービスの充実。内容、訪問による在宅歯科

訪問診療事業の充実を図ります。

問題点といたしまして、訪問歯科診療も行う民間企業が増加し、診療を受けられる選択肢が増えた一方、在宅療養者の歯科疾患予防対策は不十分ということで、見直しの方向で継続してまいります。

続きまして、125番。施策・事業③、保健・医療・福祉の連携体制の構築。内容につきまして、難病患者が家庭で安心して療養生活を送れるようにするための支援策として、医師会や市川健康福祉センター、県等の関係機関と連携をとりながら相談体制の確立を図るものでございまして、問題点といたしまして、難病患者に対する事業としては、見舞金支給、一時ケアセンターの利用を実施しているが、日常生活用具給付等事業も必要であり、現在立ち上げに向けて検討していますということで、拡大の方向でございます。

続きまして、128番です。施策・事業④、受診機会の拡充。要介護者や障がいのある人を 対象に、通院ヘルプサービスを提供し、病院や診療所内での移動や、医療機関から他の医療 機関への移動などを支援します。

問題点は、利用者や事業者の手続や事務量が多く煩雑であることから、より利用しやすい ものとなるよう見直しが必要と考えます。今後の取り組みをごらんください。利用者や事業 者の負担を軽減するために、平成24年度より、通院ヘルプサービスの内容を移動支援事業で 利用できるよう運用を変更するということで、見直しの継続としております。

施策の3の最後でございます。131番をごらんください。施策・事業⑥、いのちとこころの支援。内容、うつ病やアルコール依存症、生きがいづくりなど、メンタルヘルス対策を講じるため、関係機関等による「(仮称)いのちとこころの支援対策協議会」を設置します。

問題点ですが、自殺対策をはじめ、メンタルヘルス対策に関する正しい知識の普及はまだ 不十分だということでございまして、さらに進めていくために、拡大という方向性でござい ます。

施策の3についてのご説明は以上でございます。

○副委員長 105番から131番、ご意見等がございましたらお願いします。

○委員 105番と106番なんですけれども、内容に関してなんですけれども、この文章を見ると、市川健康福祉センターの事業を紹介しているような文章になっていると思うんですね。 その後の事業の概要というところも、例えば105番でしたならば、遺伝相談を保健所ですね、年6回実施しましたというような書き方で書いているんですけれども、市としての対策というか市としてどうだったのかというような文章の書き方にしないと、ここはおかしいんじゃ ないのかなと思うんですけれども。

次の106番の事業の概要についても、市川健康福祉センターで訪問指導を実施しましたっていうことなんですけれども、これは県の保健所がやったということであって、これを書くのであるのだったら、例えば、市川健康福祉センターと連携をとりながらその事業の確立を図りましただとか、事業の充実を図りましたとかという文章にすべき事柄じゃないでしょうか。

- ○副委員長 事務局、何かご意見ありますか。
- ○事務局 後ほど、担当課と協議してみたいと思います。
- ○副委員長 はい。どうもありがとうございました。そのほか。お願いします。
- ○委員 2点ほど、お伺いをいたします。

121番、在宅医療の問題ですが、ちょっと不勉強でして承知していないんですけれども、 精神科のほうの在宅医療サービスはどのようになっているかお伺いしたいんです。

といいますのも、これから社会的入院の解消ということで、医療の中断とかそういうのが 心配されるわけなんでして、在宅医療の整備ということが大変重要な課題になってくるんじ ゃないかというふうに思います。その点についてお伺いしたいと思います。

それから、もう1点は、126番ですけれども、精神障がいの人の入院医療体制でありますが、いろいろ市川健康福祉センターを通じて県に伝えたり、あるいは市長会を通じて要望されているということですけれども、浦安市自体として、この問題についてどういうような構想、青写真というのですか、そういうのを持っていらっしゃるのか。で、それについてどういうふうに戦略的に考えておられるのか。これまでいろいろとご努力されてきたと思うんですけれども、現状はどのような進展状況になっておるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

- ○副委員長 事務局のほうで、今お答えできることなのか、次回にご説明するんだとかって、 よろしくお願いします。
- ○事務局 まず、121番の在宅療養推進関係ですけれども、精神科についても全体に通じる対策事業ということで、今、検討する委員会を開いているところです。これから、そういったところも含めて話し合いを進めて、体制をそういうようにしていくということですので、今いただいたご意見も、また私が委員会に出るときに持ち帰って伝えていきたいと思います。

もう1つの126番、こちらですけれども、浦安市1市で、制度の充実の実施というのは厳

しいところにありまして、市川健康福祉センターのほうにご協力いただきながら、要望等を していくところです。

また、ここは、市内のほうに整備される医療機関のほうへも、精神科のほうの要望なども 引き続きしていきたいと思っておりますので、そちらもまた詳しく検討した内容が届き次第、 お伝えしていきたいと思います。

- ○副委員長 よろしいですか。
- ○委員 ありがとうございました。
- ○副委員長 そのほか、131番まで、何かございますか。

では、次へ行ってよろしいでしょうか。

4番、お願いします。

- ○事務局 施策の4番でございますが、すべて継続事業でございますので、施策の5番に行ってもよろしいでしょうか。
- ○副委員長 ちょっと待ってください。4番は何番までになっていますか。
- ○事務局 施策の4番は……
- ○副委員長 いっぱいありますね。167番までですね。

一応資料をお送りしてあったので、継続のほうは読んでもらっているという理解で事務局のほうはいるんですけれども、5番のほうに入ってもよろしゅうございますか。もし4番、何かあれば、ご意見を言っていただきたいと思います。

じゃ、5番のほうに入ります。

○事務局 それでは、施策の5番に進めさせていただきます。

172番をごらんください。172番、施策・事業②、障がい者職業相談事業の充実。内容、県公共職業安定所と協力し、障がい者職業相談事業の充実を図ります。

課題といたしまして、市就労支援センターにおいても、障がい者職業相談を常時行っていることから、障がい福祉課、就労支援センター、ハローワーク市川、商工観光課で協力体制をとりながら、今後の相談事業実施について内容の見直しを行う必要がありますということで、見直しの継続でございます。

続きまして、176番、施策・事業④、民間事業所への啓発活動の強化。内容、企業等における障がい者雇用を促進するため、公共職業安定所と連絡をとりながら、事業主に理解を求めます。

問題点は、172番とほぼ同じで、市就労支援センターにおいても障がい者職業相談を常時

行っていることから、協力体制をとりながら見直しを行いますということでございまして、見 直しの継続でございます。

続きまして、178番。施策・事業①、障がい者福祉センターの充実等です。読み上げます。 19年度に地域活動支援センター事業へ移行し、就労支援等についても充実させます。

問題点でございますが、今後、生活介護利用者の増加が見込まれることや、新体系への移 行で就労系のサービスも提供していることから、地域活動支援センターの必要性についての 検討が必要ですということで、見直しで継続をいたします。

施策 5番の最後になります。192番をごらんください。192番、施策・事業⑥、就労支援体制の充実。内容といたしまして、障がいのある人の自立支援や就労等の選択の幅を拡大しつつ、障がいのある人が、適性に応じ、障がいのある人たちとともに働ける施設整備の検討を進めますということで、皆さんご存じかと思います、事業の概要のほうに書いていますが、22年度10月に千鳥地区にワークステーションを新設いたしました。この事業は、ワークステーションが新設されましたので、事業といたしましては完結・終了でございます。方向性といたしましては、終了という方向性を持ってございませんので、その他に分類させていただいております。

施策の5番につきましては以上でございます。

- ○委員長 193番までの意見交換をさせていただきたいと思います。 お願いします。
- ○委員 基本的な質問なんですけど、176番のところで、障がい者雇用促進ということで、内容で「事業主に理解を求めます」ということで、事業の概要として「障がい者職業相談を行いました」と書いてあるんですけれども、これは、障がい者職業相談の中に、この事業主からの相談も受け付けているということでの解釈の仕方でよろしいんですか。
- ○副委員長 お答えをまずもって伺いましょう。
- ○事務局 担当課と確認をさせていただこうと思います。
- ○副委員長 よろしいですか。それじゃ、担当課と確認いただいて、次のときに答えていただ きたいと思います。

ほかに、何かございますか。よろしいですか。

課長、こう言っちゃ何ですけど、就労支援センターの中に企業の相談入っているじゃないですか。今のお答えは、そう言ってしまうとだめなんですか。持ち帰ります? 文章を直せばということじゃないですよね、質問ですよね。

- ○事務局 はい、そうです。この中で見ていただいて。ただ、当初この計画の中に入ってきた のは、商工観光課が担当課としてどこまでやっているかということの事業の概要でしたので。
- ○副委員長 ああ、そういうことでございますか。商工課と、もう一度確認するということと 理解します。
- ○事務局 はい。こういったものは、ここでも書いてありますように、就労支援センターともっと連携をとっていくということで、ここの分の今後の計画の中は書いていきたいと思います。
- ○副委員長 はい、わかりました。そういうことだそうです。よろしくお願いします。 じゃ、次に行ってよろしいでしょうか。
 - 6番に行きますが、6番、じゃ、お願いします。
- ○事務局 施策の6でございます。

195番をごらんください。195番、施策・事業①、「足もとからの都市づくり」の推進。内容、15年度末策定の「交通バリアフリー法に基づく基本構想」の中で、「重点整備地区」とされる新浦安駅を中心とする半径1キロ圏内のバリアフリー事業を推進します。事業概要でございますが、新浦安駅北側エレベーター設置工事、幹線3号及び市道5-1、5-2号線歩道バリアフリー化工事を実施しました、とございます。

次の問題点の記述でございますが、幹線3号及び5-1、5-2号線バリアフリー化工事で設置した視覚障がい者誘導用ブロックが、地震により被災し、壊れてしまっているというのが現状でございます。事業といたしましては終わっているということでございますけれども、こちらのブロックの災害復旧工事を行っていく必要があるということでございまして、縮小方向で継続するという、これは担当の意見でございます。

続きまして、201番、施策・事業②、幹線道路等の整備。これについても同様です。内容が「バリアフリー新法に基づく基本構想」中に定める「特定経路」に対するバリアフリー化の道路整備事業を主要課題としてとらえていきますということで、事業の概要は、新浦安駅北側エレベーターの設置工事、先ほど申し上げました幹線3号及び市道5-1、5-2号線歩道のバリアフリー化工事でございます。

視覚障がい者誘導用ブロックが地震によって被災し壊れたということで、これの災害復旧 工事を行っていくということで、縮小で考えているところでございます。

続きまして、202番。同じく幹線道路等の整備。内容といたしまして、幹線道路の橋梁付近の急こう配の解消を図ります。事業の概要といたしまして、伝平橋の舞浜地区側取付部の

急勾配解消工事を県に行っていただくよう、千葉県との事業調整会議の中で要望をいたしま したということでございます。

問題点のところですが、伝平橋の舞浜地区側取付部は千葉県管理であるため、今後も県に対し、行っていただくよう要望していきますということでございます。今後の取り組みは、 伝平橋の急勾配解消工事を県が実施することが決定した場合、市道の取付部について市があ わせて実施する予定ですということでございまして、見直しの継続とされております。

続きまして、206番、施策・事業④、交通拠点の整備。内容、「バリアフリー新法に基づ く基本構想」に基づき、鉄道駅、バス停留所等の歩行空間としてのバリアフリー化を交通事 業者に働きかけていきます、ということでございます。

問題点といたしまして、「交通バリアフリー旧法に基づく基本構想」に基づき、バス停留 所等における歩行空間のバリアフリー化を推進してきたが、「交通バリアフリー新法に基づ く基本構想」が策定されていないということでございまして、方向性につきましては、その 他としてございます。

207番、218番、219番は、一括して説明いたします。

続きまして、212番、施策・事業②、福祉バス・乗用車の貸し出し事業の充実。内容といたしまして、運転者についても依頼したいという要望にこたえるために、ワゴン車及び普通乗用車等について、車の貸し出しのみではなく、移送サービスの実施を検討していきます。事業の概要でございますが、リフトつきワゴン車の老朽化のため、貸し出し業務から、ストレッチャーでのタクシー利用の方に対する助成額の拡大に切りかえて、福祉タクシーの充実を図りましたということで、事業として完結してございます。このため、方向性はその他といたしてございます。

次に、216番。申しわけございません、正誤表もあわせてごらんください。施策・事業⑤、公共的交通機関の福祉的対応の促進。内容、市内を運行している路線バスの回数乗車券を支給し、移動支援及び経済的負担の軽減を図ります。事業といたしましては、バス券の支給を行っているということでございます。

今後の取り組みでございますが、正誤表のほうをごらんいただきたいんですが、カード形 式のバス券について検討しますということで、見直しの継続でございます。

次に、217番、同じく、公共的交通機関の福祉的対応の促進。内容といたしまして、バス 事業者に低床バス導入を促します。

問題点といたしまして、おさんぽバスと民間路線バスとでは、運賃や運行サービスの格差

が問題になっており、おさんぽバスの運賃の適正化について検討が課題となっているという ことでございまして、方向性はその他としております。

続きまして、220番。施策・事業、同じく⑤、公共的交通機関の福祉的対応の促進。内容 といたしまして、低床バスを使用したおさんぽバスにおいて、障がいのある人や高齢者の外 出支援を継続します。

問題としましては、おさんぽバスと路線バスの料金格差や福祉回数券の利用、運行時間の 延長等の要望が生じているということでございまして、方向性につきましては、その他の扱 いをさせていただいております。

207番と218番、219番、こちらにつきましては、申しわけございません、組織変更がございました関係上、担当課も現在調整中ということでございまして、こういった形になってございます。

施策の6につきましては以上でございます。

- ○副委員長 それでは、233番までのところで意見交換をしたいと思いますが、何かご質問、 ご意見等々ございましたらお願いいたします。
- ○委員 バス券がカードになるととてもありがたいと思います。計算が難しいので、半額にするとか、あとちぎるときに、30円とか20円とか10円とかあるんですけど、それをちぎるとか、すごく課題がある。なので、JRとか地下鉄がパスモになったとき、すごく便利で、乗りかえの計算をしなくていい。親が定期的にチャージしてあげれば、自由に移動ができるというのがとてもよくて、まずはすごくそこが、せっかく福祉のための支援なのに結局パスモで乗りなさいとかもあるので、大変ありがたく思います。

以上です。

- ○副委員長 あと、ご意見等はございますか。はい、お願いいたします。
- ○委員 低床、ローステップがいっぱい増えてうれしいんですが、一部まだ昔のままのバスも、 うちのほうは走っております。

それと、これは一般の乗客の方へのPRということで、最近、乳母車、ベビーカーをそのまま持ち込む方が非常に多い。その持ち込み方。何台もつながっちゃっていると、ほかの人が乗りづらいとか、やっぱり乗り方のマナー、確かにたたまなくても乗ってもいいんですけれども、やっぱり時間帯とかそのマナー、自転車にしても非常にマナーが悪い。それに、一般の人たちへの教育と言ったら変なんですが、利用の仕方のPR、それをぜひ進めていただきたいと思います。

料金箱と座席との差が、ベビーカーの場合、ぶつかったりなんかして非常に時間がかかったりとか、雨の日なんかやっぱり待っている人もいますので、やっぱりそういう意味でも、一般の方へのPRが非常に必要かなと思うんですけれども。

それとあと、バス停も大分、今、道路がまだガタガタなので、非常に乗りづらい。

席のところでも段差が非常にあるんで、お年寄りの方もつまずいたりとかしているんですね。ですから、バスもなるたけバス停に寄せてほしい。非常に寄せてくれる人と、離す人といるんですね。ですから、やっぱりバス会社のほうで一声、何のための低床なのというふうに、位置からまた下までいってまた登らなきゃならないということが非常に多いので、第三者へのPRもあわせてお願いしたいと思います。すみません。

- ○副委員長 これは、どうしたらいいんですか。そういうご要望をとりあえず聞いてもらって、 どこかで、後で見直す感じでよろしいでしょうか。
- ○事務局 あとは、担当課が都市政策課ということで、そこから低床バスの導入とかバス会社 への働きかけをしておりますので、そういったことでこれは対応を続けていきたいと思います。
- ○副委員長 あと、いかがでございましょうか。 それでは、最後、行きましょうか。
- ○事務局 最後でございます。施策の7番、2件ほどございます。

237番をごらんください。237番、施策・事業②、成年後見制度の利用の促進。内容でございます。成年後見制度による支援を必要とする障がいのある人に対し、その利用の促進を図ります。

問題点といたしまして、自立支援法改正に基づき、成年後見制度利用支援事業の必須事業 化への対応が必要となっております。成年後見制度に要する費用の助成制度を創設するとい う方向で考えておりまして、拡大の方向でございます。

最後でございます。243番、こちら、恐れ入りますが正誤表もあわせてごらんください。 243番、施策・事業①、余暇活動に対する支援の充実。内容といたしまして、「きぼう青年 学級」、「きぼうアフターファイブ」の活動の充実を図ります。

問題点・課題のところをごらんください。一番最後のところが文字が消えておりまして、申しわけございませんが、正誤表をご確認いただきたいんですが、「きぼう青年学級」につきましては、23年度は公民館職員及び講師1名、有償ボランティアスタッフ12名の登録で事業を企画・運営しているところでございます。市職員には人事異動があるため、数年おきに

担当者がかわってしまうことで、講師、ボランティアスタッフに任せきりにならないように、職員間でうまく引き継ぎをしていかなければならない、こういったことございます。また、参加者が毎月、参加をかなり楽しみにしているということで、職員といたしましても、かなり喜ばしいというようなことを自己評価してございます。

「きぼうアフターファイブ」につきましては、交流と憩いの場を提供することが目的とはいえ、この主催事業に対しての資格を持った職員がいないということで、適切な指導やかかわりを持つことが難しいというところございます。担当課といたしましては、見直しして継続をしていきたいということでございます。

施策の7番は以上でございまして、これですべて施策の関係の維持継続以外につきまして は、ご説明を終了いたします。

○副委員長 どうもありがとうございました。

初めに、まず253番までということで、意見等ございましたら。

全体を通してでも結構でございますので、さかのぼって1番からでも結構でございます。 はい、お願いいたします。

- ○委員 維持継続の方向性のところで、問題点・課題が空白のところが大変多いんですが、これは、問題点がなくてそのまま維持継続するのかどうかをお伺いしたいんです。余りにも空白が多過ぎるので。
- ○副委員長 お願いします。
- ○事務局 担当といたしましては、大きな問題がないというような判断のもとで、これまでど おり進めていくという考え方で。
- ○委員 スライドするということでよろしいんですね。
- ○事務局はい、そういうことでございます。
- ○副委員長 お願いいたします。
- ○委員 細かいことですみません、初心者なもので場違いかもしれないんですが、142番に戻りまして、個別の指導計画なんですけど、これ、希望する子に100%実施はしているのかというのを知りたい。現在何人いて、何%が計画をつくっていただいているのかな、その目標値が書いていないので、ちょっと気になっているんです。

せっかくマイクを持たせてもらったので、その次の次の144番なんですけど、教材・教具のという。これは、例えば私たちはLD親の会という全国組織なんかに入っているんですけれども、LD親の会は、LDの子たちの教材・教具の研究みたいなものは例えばやっている

んですね。なので、たとえば自閉症協会の人とか、そういうのもあるだろうし、知的障がい の人にもそういう研究があると思うんです。

だから、指導課があれば、一から教材・教具の研究はされていないとは思うんだけれども、 どのようにしてやっておられるのか。一番効率がいい方法は、多分、指導課の先生が手分け をして、それぞれの専門の障がいの子どもたちというかなんかの会によって、そこの教材・ 教具の研究をそのままもらってきて、それを土台にして、例えば、もしさらに改造する必要 があるならそうすべきと思うんだけれども、そういう方向でやっておられるのだろうかとい う、ちょっと余計なお世話かもしれません。

以上です。

- ○事務局 個別の指導計画については、今年度、小学校、中学校全校、我々、まなびサポート のほうで回りまして、立て方それから活用の仕方の研修会を全職員対象に行いました。それ らについては、特別支援学級については100%、個別の指導計画を作成しております。通常 の学級におきましては、去年よりもかなりパーセントは上がってきたんですけれども、小学 校で約8割。
- ○委員 ああ、すごいですね。
- ○事務局 中学校では約7割の子どもたちに個別の指導計画、通常でもつくられているような 状況があります。

ただ、やはり中身のほうが今度は大事になってくるので、つくりっぱなしではなくて、活用、そこに力を入れていくということで、学校のほう回っているところです。

教材・教具につきましては、我々も、特別支援学校のほうに何度も見学に行く機会があるですね。そこで、いろんな教材とかを見せていただいたものを持って帰ってきまして、民間のほうでは出張訪問という形で学校のほうに訪問して、授業を見て、指導案というのを使った中で授業を見た中で事業展開するんですけれども、そのときに、子どもたちにはこういうものがあるといいですねということで、我々が仕入れてきた教材をそこで紹介するというようなことで。中には、もうその日から、先生方の中では、その教材を自分たちでつくり始める先生方もいまして、まだ十分とは言えないんですけれども、そうやって一応橋渡しをしながら、もう一人一人使うものがやっぱり違いますので、そういった状態を少しでも解消してもらえればということで、学校のほうを回っています。

ただ、自閉症協会さんとか、実際にたくさんのものを持っていらっしゃるので、逆に言う と、そういうところは我々も顔を出しながら見せていただくところがあって、活用するものが あればぜひ活用させてもらえればというふうに思います。ありがとうございます。

- ○委員 よろしくお願いします。
- ○副委員長 ありがとうございました。 そのほか、ご意見。はい、お願いします。
- ○委員 教育のところで、全体を通してなんですけれども、問題点とか課題というのはだれから見た面なんでしょうか。現場の先生たちが、こうでしたって言われたのを、そのままこう載せているのか、もうちょっと立場が少し離れた人から見ての評価なのかが気になるところです。

今後の取り組みも、全部よい、文章だけ読むと安心できるようなふうには書いてありますけれども、実際、去年も事例、私は集めたんですけれども、支援学級、通常学級、どちらにおいてもかなりきつい問題を抱えた子がたくさんいるわけで、その現場の現状というのをどれくらい把握されているのかというのがすごく気になっています。

これ、ここで言うのかどうかわからないんですけれども、ずっと思っているのが、保護者がいて、まなびサポートがあって、学校があって、保護者というのは、学校で問題があったときにまなびサポートに相談すれば、そこが間に入ってくれて解決してくれるものだと思っているんですね。だけど、実際には、そこに駆け込み寺のように駈け込んでも解決しない場合もあって。それはなぜかというと、そこにいる方々も学校の先生であって、聞けば、指導力はないというか、強制力がない。指導というかそういうことはできても、「こうしなさい」とは言い切れないということがあって、学校に学びの先生がせっかく行っていろいろやっても、結局、そこの校長先生が判断したやり方でやってしまうということが実際あったりということもあるので、第三者何とかというんですかね、もうちょっとこう、違う、客観的に見れる、そういうのが欲しいなというのをすごく思っているのと。

これは教育の部分でもそうですし、いろんなケアを事業者の方にお願いするときも、事業所と、利用する人と、相談窓口があっても、その相談窓口が役所であったりすると、事業者に対して強く罰するくらいなんかができないというのがあったりすると、本当に利用する親は泣き寝入りみたいなことも実際あるわけで、そういうときに間に入ってくれるというか、そういう人が、そういう制度ができないかなというのを今すごく強く思っていまして、浦安市じゃなくてほかの他市でこういうことをやっているところがあったりすれば、そういうのもちょっと今後、私、勉強したいなと思っているんですけども、これは今、全然ないことなんですけど、今後はそういうところを入れていってほしいなと思っています。

以上です。

- ○副委員長 そういうふうに言われると困るんですけど、今のは何かあります?
- ○事務局 ありがとうございます。まなびサポートのほうは、学校現場から上がってきた我々みたいな者もおりますけれども、発達センターから来ている方もいるし、療育、実際にやっておられる方で、そこに応じた対応をやってきた方とかと、我々みたいに教育をやってきた者が組んで学校のほうに行くと、教育的な立場と療育的な立場から、学校のほうにこういうことができないかとか、その集団の中でこういうことができないかとか、保護者の方からこういう要望が出ているけれどもという、その中間の部分を何とか折り合いをつけていただこうということで間に入って動いているんですけども、やはり100%なかなか要望におこたえすることはできない中でも、学校の教育の立場だけじゃない面も入れながら、今、学校のほうを回っていますので、どんなことをやるのかと思うところもあるとは思うんですけれども、一応努力はしているところかなというふうに思います。

あとは、第三者というところでは、やはり研修会とかを開く中で、大学の先生だったり、 そういういろんな方々をお招きしながら、自分たちも勉強していますし、あと保護者の方も 一緒に勉強してもらいながら、そこで保護者の立場、学校の立場、民間の立場から、そうい うことをちょっとしたアドバイスをいただきながら本当に進めているところで、まだ始まっ たばかりなんでというところが正直言ってあります。

細かいところについて、他市とか他県でやっているかといいますと、我々もまだつかんでないので、我々も勉強したいと思います。

○事務局 福祉サービスの事業所についてのお話がありましたので、市は事業所のクレーム等 の相談窓口の一つです。例えば市が指定していたり許可を出している事業については、市の ほうが指導や指定取り消しといったこともできる仕組みになっているものもありますし、県 が指定しているものであれば、県のほうに言うと、従来の見直しというのはそういう立場、 そういう対象というか、指定の取り消しの対象になっていると。

あと、そこに至らなくても、例えば市役所のほうにはちょっと言いづらい、事業所のほうにも言いづらいという場合には、第三者の相談窓口があったり、あと、きょういらっしゃっていただいています県の白川さんのほうの相談であったりとか、相談窓口は幾つかありますので、そういったところも活用いただければと思います。

○副委員長 ありがとうございました。

大丈夫ですか。ちょっと違う視点もあるんじゃないかな。大丈夫。

○委員 ちょっと、じゃ、1つだけ言っていいですか。

また、すみません。はい、わかりました。現場の方が一生懸命やってくださっているのはわかっているんです、そうなんです。だけど、うまくいっていない事例があるというのはどういうことなんだということを、もう少し突っ込んでお互いに考えていきたいなというのと、あとは、研修というのはとても私はすごく気になっていて、そこに親が行って研修させろとは言えないとは思うんですけれども、どういう研修をやっているのかなというのはずっと気になっているんですね。

実績という感じで、研修をやりました、やりましたというのは、今までも何年か前にもあって、その内容がいつも気になっていて、正直、やっぱり親は、もともとは先生たちよりも勉強しているので、早い時期から、この先生がいいよという部分があったりする、目が肥えているというか、そういう部分があるんですね。

なので、どういう先生を呼んでどういう研修をしているのかというのがとても気になると ころで、さっき先生がおっしゃられた、保護者と一緒になってやる勉強会というのを、今ま で実際、私は知らないんですけれども、本当にそういう機会があったらぜひとも来ていただ きたい。

私はいつも、自分の個人的な子どものことではもう100%しゃべるので、先生からの本音を聞き出したいので100%でしゃべるんですね。そのかわり、100%で返せなくてもいい、できないことはできないって言ってくれて、じゃ、どうすればできるかと考えていきたい、ちゃんと調べるとできるんですけれども、そういうのをほかの親御さんももっと言えばいいんだけど、やっぱり言えない方というのがいらっしゃるんですね。

だから、例えば本当に親と先生とそういう専門家の勉強会みたいなのが、ちょっとだけかしこまってでもあると、そういうふうに個人的なことだと言えないような人でも、来て、もしかしたら言えるかもしれないしとか思ったりするので、本当にぶっちゃけてというか、交わって勉強ができるような機会ができたらすごくいいなっていうふうに思いました。

以上です。

○副委員長 ありがとうございました。

では、お願いします。

○委員 44番の、このたび相談事業ということで、いまひとつちょっとよく理解できないということがありましたので、その辺のことをお聞きしながら、私なりにちょっと問題を整理したいと思うんですが、2つちょっと言わせてください。

この浦安市で、この相談事業というものをどういうふうな形でシステムづくりをしていかれるのかというところをちょっと知りたいということです。

それともう1つは、福祉の利用者に対して、どれだけのかかわり合いを持ってその支援を していく、相談窓口として支援をしていくのかということを、もう少しよく教えていただき たいということです。

今、支援をするというケアマネージャーというのは、高齢者1人の利用者とその周りを、その家族を含めたことでちゃんと計画を立てて、その方が在宅において幸せに暮らしていくための支援計画を立てているんですけれども、この障がいを持つ人の支援計画というのは、個別支援を言っているのか、その方を取り巻くすべての、今のお話のように教育も含め福祉サービスも含め医療も含めその家族をも含めたサービス計画を練っていかなければいけないのか、その辺のところが今、私、この間の説明を受けていてよくわからないというところなので、これももう少しこちらで検討していく必要があるのではないかというふうに思っておりますけれども、ちょっと説明をお聞きしたいと思います。

- ○副委員長 いいですか。課長、よろしいですか。
- ○事務局 個別の相談支援についてだと思いますけれども、基本的にはすべての生活を支える相談支援をしていただくことになるかと思いますが、具体的には、指定相談支援事業所も、まだ、基準ですとか単価ですとか、そういったところから示されていない状況にあります。ここに書いてありますように、来年の4月以降は、介護保険と同じようにサービスの時間で、障がいのある方も皆さんがそういった支援計画が、ケアプランが必要になってきます。相談体制を、少しここで見直していく必要があるのかなというふうに思っています。

国がイメージする相談支援体制というのは、計画をつくる相談支援事業所がたくさん市内にできて、それを中核的にまとめていく基幹相談支援センターというものを市に1つぐらいの規模でつくっていただくのはどうかということが示されていたと思います。

今の地域生活支援事業にも相談支援事業ということで、浦安市は相談支援事業を、きょうここに出席していただいています総合相談に委託していますが、今後、その地域生活支援事業の中に、市の相談支援体制が、地域自立支援協議会などでしっかり計画的に体制を考えていきなさいということを書いてありますので、ここでもう一度、機会ですので、国からそれぞれの基準や役割の目安みたいなものが示されてきたときに、また協議会の皆さんにご意見を聞きながら、市の体制を計画的につくっていきたい。それぞれの事業所の役割、指定相談支援事業所の役割、それから基幹型の相談支援センターの役割、担ってほしいところ、そう

いったところを、地域の皆さんの要望を聞きながら市の相談支援体制をこれからつくってい ければと思っています。

ただ、現在は総合相談のほうに、その地域生活支援事業の機能強化部分ですとか、そういったこともすべて委託して、浦安市はここを中心に今やっているというのが現状です。

- ○副委員長 いいですか。はい、ありがとうございました。あと、ございますか。どうぞ。
- ○委員 教育なのか療育なのかわからないんですけど、高校生が受けられるサービスという 福祉サービスが実はここに入っているとは思えなくて。見落としがあったらごめんなさい。

保育園なり幼稚園なりで、考えさせられるところで見ていただいていた子が、例えば小学校に上がる時点で多分切られるんですね。それは、小学校に上がったら、教育委員会と、例えばまなびサポートとケアを受けてくださいみたいにして。中学が終わると、今度は高校で、いろんな問題が実は出てくるんですけれども、そこを見てくれるところは、教育委員会の現実の方向なりというのでなく、地元でも高校生を多分見るというサービスはもうなく、課長は「ある」という顔をしていらっしゃるんですけど、全部見てくれとは言わないんですけど、例えば2つぐらい、これとこれについては高校生でもできるよみたいなものがあるとありがたいんだがな。それは、教育委員会がやってくださるのか、そうじゃないところなのかはあれなんですけど、欲しいなって。

例えば、市内には4つ高校があるんですね。そこと何か障がい者の支援で、例えば、もっと言うとうちの子の支援とかいうんじゃなくて、例えば、普通健常の子に対する障がいの理解とかでもいいし、何でもいいんですけど、何か協働してやってくださるとか、接点が欲しいんです。全然ないので、つるつるしているという。つるつるしていると、恐怖を覚えるんですね。何かどこか1点つながっていると、そこから拡大していけるかもしれない希望があるんですけど、ないので、非常に不安になるんですね。何かやっぱり、教育委員会じゃなくても、それは障がい福祉課なのか何課なのか、何かあるといいなと。

- ○委員でも、教育委員会って義務教育までだから、高校は関係ないんですね。
- ○委員 関係はない。わかっているんですけど。だから……
- ○委員 先ほどのお話の中で、学齢になって小学校に上がると、親のほうに、教育のお話もありましたけれども、必ずしもそういう学齢になれば教育委員会にすべて渡していく、ということではないと思います。

子ども発達センターでは、ご存じだと思いますけれども、18歳まで、療育という視点でつ

ながりを持たせていただいていますので、そういう意味では通所になるとかというところと 本当つながらないというようなところも、うちにつながっていただいて、何らかの支援がで きればなというふうには思っています。

ただ、なかなかそのお子さんに対しての支援が、本当に療育的な支援が必要なのか、あるいは教育的な支援が多く求められているのか、その辺のところでなかなかその境界が難しいというのは我々の実感としても一つあります。ただ、おっしゃったように、どうしてもなければ、療育的なことでつながっていけないかということなら、私どものほうに強く働きかけていただいて、可能な限りのつながりを持っていきたいというふうには思っています。

○副委員長 はい。

○事務局 高校生に対する福祉サービスとしましては、児童デイサービスと、それから 日中一時支援事業とあるんですけれども、この計画の中に、実際に高校生を対象とした具体 的な何かは、やっぱりちょっと少し少ないのかなというのは感じます。

で、高校生を対象とした中で今書いてあるのが、スクールバスの運行事業とか、特別支援 学校にスクールバスの運行と、それから、教委が船橋市の特別支援学校等々への進学支援を 行っているんですけども、例えば地域との交流だとか、市内の高校とのかかわりとか、そう いったものも含めて、高校生を対象とした計画は実際にないというのはご指摘のとおりかと 思います。そこは検討させていただきたいと思います。

○副委員長 ありがとうございました。

あとは、事務局にお聞きしたいんですけど、この進捗状況等々は、自立支援協議会の各委 員会に一回おろすんでしょうかね。もしこの期間的に間に合うかのかどうかという意味なん ですけど、例えば就労部会とか教育部会とかそういうところにこれを見て、かなり自立支援 協議会の委員会として何かご意見とか、となるような予定は考えているんですかね。

○事務局 前回、私のほうから市の対応をご説明させていただいたときにも、実はプロジェクトの活用ということもご提案はさせていただいたところです。

今のお話、ご質問があった中でも、やっぱり特に教育、お子さんがいらっしゃる方は教育に関心があるとか、例えば就労に特に関心があるというようなところもあるかと思いますので、せっかく自立支援協議会の中に4つのプロジェクトがありますので、そういったプロジェクトの活用も、もし委員の皆さんがご理解いただければ、ぜひしていきたいと思っています。

スケジュールというのもお手元に配らせていただいております。前回第2回の計画策定委

員会が8月25日で、今回第3回が10月28日と、9月があいてしまった関係もありまして、今後の委員会の予定を少し変えさせていただいております。

きょうのこの計画策定委員会の中で、この進捗状況について一区切りということであれば、 次回は、11月の下旬に計画書の素案ができ上がってくる予定で、それについてご意見をいた だきたいと思います。

もしプロジェクトのほうの活用のご理解がいただけるようであれば、進捗状況と計画の素 案も一緒にご意見をいただいたほうがいいのかなと思いますので、その辺についてももしご 意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

○副委員長 はい。教育部会に入っていますよね。それで、こういうのはもんで、そこで具体 的なものとして提案してくる。で、ここでまたやるような形がいいと思うので、委員会にも ぜひ、そういった意味で、集まるときにどのくらい煮詰まっているかを聞けば。

大体、一区切りがつきそうでございますが、今、橋野課長からもスケジュール等々ありましたが、事務局のほうから、スケジュールで補足説明ありますか、今後のスケジュールについては。

今の課長のほうでよろしいですか。はい。

それでは、次は第4回目は11月の下旬くらいに予定しているそうでございます。

○事務局 1点、事務局から確認事項がございます。

お手元にきょうお配りした資料で、第2回の障がい者福祉計画策定委員会の議事録がございます。こちらは、前もって皆様に郵送またはメールで一度お送りしたものを、皆様からの訂正希望を受けまして修正させていただきました。こちらの内容で、来週をめどに、市のホームページにアップさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○副委員長 以上でいいですか。そうですか、失礼しました。

11月の下旬に素案が出てくるそうでございますから、これは結構、具体的なものになって くると思いますので、またそのときには活発なご意見の交換をお願いしたいと思います。 では、事務局に戻しまして、私のほうの進行は終わります。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、次回でございますけれども、11月の下旬で予定をしてございます。お忙しいと ころ大変申しわけございませんが、出席のほうよろしくお願いいたします。

以上で終了させていただきます。長時間にわたりましてありがとうございました。